

三原市立第四中学校 校務運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、法令・条令・規則に定めるもののほか、三原市立第四中学校(以下「本校」という。)の校務を円滑且つ適正に運営するために、「三原市立学校管理規則」第40条に基づいて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定で「職員」とは、広島県教育委員会の任命に係る校長・教頭・教諭・養護教諭・学校事務職員・非常勤講師・スクールカウンセラー並びに、三原市教育委員会(以下教育委員会という)の任命に係る図書館司書等をいう。

第2章 校務運営に関する事項

(運営組織)

第3条 本校の運営組織は、職員をもって構成する。

(校務分掌)

第4条 校長は、その権限に属する事務を職員に分掌させるため、「三原市立学校管理規則」第34条に基づき、校務分掌組織を定めるものとする。

- 2 校長は、前項の校務分掌組織及び分掌を定めるにあたっては、法令・条令及び規則等に従う。
- 3 前2項に定めるもののほか、校務分掌組織及び分掌に必要な事項は、校長が定める。

(学校運営協議会)

第5条 校長は、「三原市学校運営協議会規則」第2条に基づき、その目的を達成するため、学校運営協議会を設置する。

- 2 学校運営協議会委員は、「学校運営協議会規則」第7条に基づき、校長が推薦し、教育委員会が任命する。
- 3 校長は、学校運営に関する基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得る。
- 4 学校運営協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議及び活動を行うものとする。
- 5 学校運営協議会は、学校運営評価及び地域学校協働活動の評価を行うものとする。

(経営会議)

第6条 校長は、学校経営管理に関し審議調整を行い、もって校務運営の円滑化及び効率化を図るため、経営会議を設置することができる。

- 2 経営会議は、校長、教頭、教務主任並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。
- 3 経営会議は、校長が招集し、これを主宰する。
- 4 校長は、必要と認めるときには関係者の出席を求め、報告を受けまたは意見聴取を行う。
- 5 前各項に規定するもののほか、経営会議の組織及び運営について必要な事項は校長が別に定める。

(職員会議)

第7条 校長は、その校務運営に関する意思決定の補助を行わせるために、職員をもって構成する職員会議を設置することができる。

- 2 校長は、職員会議において、前項に規定するもののほか、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換を行う。
- 3 校長は、職員会議は校長が招集し、主宰する。
- 4 前各項に定めるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が別に定める。

(各種委員会)

第8条 校長は、法令等に定めがあるもののほか、学校における専門的事項を調査・審議し、もって学校運営の円滑に資するために、必要に応じて委員会を設置することができる。

2 前項の委員会は、次のとおりである。

- (1) 校務委員会
- (2) 教務・研究委員会
- (3) 生徒指導委員会
- (4) 教育相談委員会
- (5) 特別支援教育推進委員会
- (6) アレルギー対応委員会
- (7) 学校評価委員会
- (8) 学校関係者評価委員会
- (9) 学校衛生委員会
- (10) 不祥事防止委員会
- (11) いじめ防止委員会
- (12) 学校保健委員会

(13) 前項に定めるもののほか校長が必要と認める委員会

3 前2項及びこの規定に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に必要な事項は校長が定める。

(教務・研究委員会)

第9条 教務については、学校経営の円滑な推進を行うため、教育課程を効果的に実施することを目的とする。また、研究委員会は、校内研修の推進について審議・調査し、もって校内研修の充実を図ることを目的とする。

2 教務・研究委員会は、校長、教頭、教務主任、研究主任、その他校長が認める職員をもって構成する。

(生徒指導委員会)

第10条 生徒指導委員会は、生徒指導の推進について審議・調査し、もって校内・校外生徒指導の充実を図ることを目的とする。

2 生徒指導委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(学校保健委員会)

第12条 学校保健委員会は、心身ともに健康な生徒を育成するために健康の保持増進について審議し、もってその充実を図ることを目的とする。

2 学校保健委員会は、校長、教頭、保健主事、養護教諭、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

3 校長は、前項に規定するもののほか、学校医、学校歯科医、PTA代表等に委員を委嘱することができる。

(教育相談委員会及び特別支援教育推進委員会)

第13条 教育相談委員会及び特別支援教育推進委員会は、不登校生徒・不登校傾向生徒や保護者、特別支援生徒等の課題解決のため、審議・情報交換・校内研修等を行うとともに、専門機関と連携する。

2 教育相談委員会は、校長・教頭・生徒指導主事・担任・養護教諭・スクールカウンセラー、その他校長が認める職員をもって構成する。また、特別支援教育推進委員会は、校長・教頭・特別支援学級担任・養護教諭・コーディネーター、その他校長が認める職員をもって構成する。

(学校衛生委員会)

第14条 学校衛生委員会は、安全又は衛生に関する事項について、職員の意見を聞き、職員の健康保持増進の充実を図ることを目的とする。

2 学校衛生委員会は、校長、教頭、教務主任、保健主事、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(不祥事防止委員会)

第15条 不祥事防止委員会は、学校組織として、教職員の教育公務員としての自覚と規範意識を高め、不祥事を許さず、教育に全力を注ぐ学校風土・文化を確立することを目的とする。

- 2 不祥事防止委員会は、校長、教頭、体罰・セクハラ相談窓口その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(いじめ防止委員会)

第16条 いじめ防止委員会は、いじめ根絶に向け、学校組織として、いじめの早期発見・早期対応、いじめを生まない土壌形成のための予防的・開発的な取組を推進することを目的とする。

- 2 いじめ防止委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、各学級担任その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(アレルギー対応委員会)

第17条 アレルギー対応委員会は、すべての生徒が安心して学校生活を送ることが出来る環境づくりを目指し、アレルギー対応について一定の方針を定め、個々の取組プランを検討、また、疾患の理解や緊急時の対応等の研修の充実を図ることを目的とする。

- 2 アレルギー対応委員会は、校長、教頭、保健主事、養護教諭、各担任、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(事務処理)

第18条 学校における事務処理は、校長決済により行う。

第3章 職員の勤務に関する事項

(勤務時間)

第19条 職員の勤務時間の割り振りは、校長が定める。

- 2 職員(非常勤職員を除く)の勤務時間は、8時10分から16時40分とする。
- 3 休憩時間は、12時50分から13時15分及び16時10分から16時30分とする。ただし、長期休業中は、12時15分から13時00分までとする。

(職員の服務)

第20条 職員の服務は、「地方公務員法」第30条から38条、「地方教育行政の組織運営に関する法律」第43条2項及び「三原市立学校職員服務に関する規程」に基づくほか、必要な事項は校長が定める。

第4章 施設・設備の管理

(警備防火の計画及び分担)

第21条 警備及び防火の計画並びに責任分担は校長が定める。

(施設・設備の管理)

第22条 前条に定めるもののほか、学校の施設・設備の管理について必要な事項については、校長が定める。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、三原市立第四中学校の校務運営に必要な事項は、校長が別に定めることができる。

附則

この規程は、平成22年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成22年 4月 1日 一部改正施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日 一部改正施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日 一部改正施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日 一部改正施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日 一部改正施行する。
この規程は、令和 2年 4月 1日 一部改正施行する。
この規程は、令和 4年 4月 1日 一部改正施行する。
この規程は、令和 8年 4月 1日 一部改正施行する。